

短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 桑の実会

康寿園短期入所生活介護事業所

短期入所生活介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

- 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口
担当 生活相談員 廣瀬 俊之
電話04-2926-7711（9時～17時まで）
ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 康寿園短期入所生活介護事業の概要

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所生活介護サービス及び不随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	康寿園短期入所生活介護事業所
所在地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6丁目2835番地の2
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (埼玉県1172500561)

(3) 施設の職員体制

	正 規	非正規	業 務 内 容	計
管理者	1名		施設の運営・管理・保守・点検	1名
医師		1名	診療・健康相談に関すること	1名
生活相談員	1名	1名	生活相談に関すること	2名
管理栄養士	2名	1名	食事に関すること	3名
栄養士	名		食事に関すること	名
機能訓練指導員	2名		リハビリテーションに関すること	2名
介護支援専門員	1名	1名	介護サービス計画の策定	2名
事務員	2名		事務手続等	2名
看護師	3名	4名	看護・健康相談に関すること	7名
介護職員	30名	19名	介護業務	49名

(4) 施設の設備の概要

定員		124名	静養室	2室
居室(多床室)	4人部屋	30室(1室48.17㎡)	医務室	1室
	2人部屋	2室(1室29.88㎡)		
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		食堂	4室
			機能訓練室	4室
			相談室	2室

3 サービス内容

食 事・・・朝食 8時00分～ 8時50分

昼食 12時00分～12時50分

夕食 18時00分～18時50分

原則、食堂(ホール)にておとりいただきます。

入 浴・・・週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

介 護・・・ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え介助、排泄介助、口腔ケア、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

機能訓練・・・必要に応じ訓練室等において機能訓練を行ないます。

生活相談・・・常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

緊急時の対応・・・利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

安全管理・・・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

特別食(療養食)の提供・・・通常メニューのほかに医師の指示箋に基づく療養食を提供することができます。料金は別途かかる場合もあります。

詳しくは職員にお尋ねください。

所持品等の保管・・・特別な事情がある所持品等についてはお預かり致します。ただし預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。

詳しくは、職員にお尋ねください。

レクリエーション・・・日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行なわれます。

行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえ承諾をいただきます。

その他のサービス

ア、通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行なわれます。

料金は別途かかります。(通院サービスとは受診です)

*緊急時を除く

イ、その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

4 利用料

1 介護保険自己負担分

サービス内容略称	単位	備 考
予防併設短期入所生活介護Ⅱ1	451	
予防併設短期入所生活介護Ⅱ2	561	
併設短期入所生活介護Ⅱ1	603	
併設短期入所生活介護Ⅱ2	672	
併設短期入所生活介護Ⅱ3	745	
併設短期入所生活介護Ⅱ4	815	
併設短期入所生活介護Ⅱ5	884	
短期入所生活介護送迎加算	184	利用者の自宅から施設まで職員が送迎した場合(片道)
短期入所サービス提供体制加算Ⅱ	18	介護福祉士の有資格者が全体の60%以上配置している場合
療養食加算	18	療養食を提供した場合
夜勤職員配置加算Ⅰ	13	夜勤帯に介護職員・看護職員を基準以上配置した場合
緊急短期受入加算	90	短期入所生活介護を緊急的に行う場合
短期生活処遇改善加算Ⅰ		(所定単位数の83/1000)
特定処遇改善加算Ⅰ		(所定単位数の27/1000)
介護職員等ベース等支援加算		(所定単位数の16/1000)

※介護保険自己負担分は、所沢市6級地加算1.033をかけた金額になります。

2割負担の方の場合は、およそ2倍。3割負担の方の場合は、およそ3倍の自己負担額となります。

2 自己負担分 滞在費・食費の負担額 (一日につき、単位：円)

対 象 者		区 分	滞 在 費	食 費
生 活 保 護 受 給 者		利用者負担 第1段階	0	300
市町村 民税世 帯非課 税者で あって	老 齢 福 祉 年 金 受 給 者			
	年金収入等※年額80万円以下	利用者負担 第2段階	370	600
	年金収入等80万円超120万円以下	利用者負担 第3段階①	370	1,000
	年金収入等120万円超	利用者負担 第3段階②	370	1,300
そ の 他		利用者負担 第4段階	1000	1,700

・そ の 他・・・上記のほか、通院サービス等は自己負担になります。(通院サービスとは受診です)

※詳しくは、お問い合わせ下さい。

(2) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が発生します。

① 入所日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無 料
② 入所日の前日 17 時までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 50%

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。(利用料)

* 以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が途中退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(4) 支払方法

事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 10 日までに利用者へ通知します。

利用者は、当月の料金の合計額を翌月 28 日に預金口座振替えの方法で支払います。

事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し受領書を発行します。

5 サービスの利用法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、2ヶ月前からできます。(居宅サービス計画)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用計画を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合・・・・・・・・・・ 非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合・・・・・・・・・・ 死亡日の翌日

③ その他

- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを60日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書

で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。
なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

6 当施設のサービスの特徴等・・・ 別添の資料（パンフレット等）をご覧ください。

7 事故発生の防止等の取り組み

(1) 当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたり、事故防止委員会を中心としてリスクマネジメントに関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行います。全職員に教育・研修への参加を促して、事故防止に大切な役割があるという理解を深めます。それぞれの部門で特に起こりやすい事故を想定した研修等実際に即した教育を行います。

- ① 研修プログラムの作成（事業計画）
- ② 定期的な教育（年2回以上）
- ③ 新任職員への事故発生防止の研修会の実施
- ① 実習生、ボランティア等への指導
- ② その他、必要な教育・研修

(2) 施設内で発生した介護事故、事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ひやりはっと事例）及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善の為の方策

① 報告システムの確立

情報収集のための、「事故・ひやりはっと報告書」や事故報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、事故防止検討委員会において分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための、対策を立てるために用いることとします。

① 事故要因の分析

集められた情報を基に、事故防止検討委員会において「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルによって活用します。
又、その過程において自施設における事例だけでなく、知りうる範囲で他施設の事例について取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

③ 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故防止検討委員会を中心として実践し、職員会議等を通して全職員に周知徹底を図ります。

(3) 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、下記の通り速やかに対応をとります。

① 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員「事故報告書」で、速やかに報告します。

③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

④ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

8 身体的拘束その他の行動制限

- (1) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- (2) 事業者が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、利用者の後見人又は利用者の家族（利用者の後見人がなく、かつ身寄りが無い場合には身元引受人）に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- (3) 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。
 - ① 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - ② 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - ③ 前項に基づく利用者の家族又は後見人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

9 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

10 第三者評価の実施状況 実施の有無 有 無

11 相談、要望、苦情等の窓口

12 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人桑の実会
代表者役職・氏名	理事長 濱野賢一
本部所在地・電話番号	所沢市東狭山ヶ丘6-2835-2 TEL04-2921-1160
定款の目的に定めた事業	1 第一種社会福祉事業 2 第二種社会福祉事業 3 (公益を目的とする事業)

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、責任者か下記窓口までお申し出ください。

相談・要望・苦情等解決責任者	特別養護老人ホーム康寿園	施設長 齋藤 大揮
担当部署：お客様苦情受付係	特別養護老人ホーム康寿園	生活相談員 廣瀬 俊之 9：00～17：00 TEL 04-2926-7711
地域第三者委員	杉本 孝一郎 所沢市立宮前小学校評議員	9：00～17：00 TEL 04-2923-8086
	小林 ゆきゑ 地域代表者（元保育園園長）	9：00～17：00 TEL 04-2928-6442
所沢市介護保険課		8：30～17：00 TEL 04-2998-1111
埼玉県国保連合会 介護保険課 苦情対応係		8：30～17：00 TEL 048-824-2561

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6丁目2835番地の2

名称 特別養護老人ホーム 康寿園 印

説明者 所属 特別養護老人ホーム 康寿園

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(保証人) 住所

氏名 印